

○ 石川県警察における警察署ブロック別運営要綱の一部改正について

〔平成24年3月21日務甲達第33号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成17年1月31日付け務甲達第22号「石川県警察における警察署ブロック別運営要綱の全部改正について（通達）」

県下警察署におけるブロック別運営については、対号により実施してきたところであるが、この度の組織体制の見直しに伴う警察署の名称変更、また課の新設に伴う内容変更が生じたことから、別添のとおり、石川県警察における警察署ブロック別運営要綱の一部を改正したので事務処理上遺漏なきようにされたい。

別添

石川県警察における警察署ブロック別運営要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察における会議、教養、訓練等のブロック別運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 警察署のブロック編成

警察署のブロック編成は、次のとおりとする。

- (1) 金沢ブロック
金沢中、金沢東、金沢西、白山、津幡警察署
- (2) 加賀ブロック
大聖寺、小松、寺井警察署
- (3) 能登ブロック
羽咋、七尾、輪島、珠洲警察署

第3 センター警察署の指定

警察署ブロック別運営の庶務をつかさどるため、次のとおりブロックごとにセンター警察署を指定する。

- (1) 金沢ブロック 金沢中警察署
- (2) 加賀ブロック 小松警察署
- (3) 能登ブロック 七尾警察署

第4 ブロック会議

ブロック会議の種別及び運用等は、次のとおりとする。

1 ブロック内副署長会議

- (1) 警務部長は、当面の業務運営又は重要な事案の処理に関して必要があるときは、警察本部長の承認を得てブロックごとに副署長会議を開くことができる。

- (2) 前号の会議に出席する者は、副署長その他警務部長が必要と認めた者とする。

2 ブロック内警察署課長会議

- (1) 警察本部の部課長は、主管業務について必要があるときは、警察本部長の承認を得てブロックごとに警察署課長会議を開くことができる。
- (2) 前号の会議に出席する者は、主催する部課長が必要と認めた者とする。

3 会議の庶務及び議事録

- (1) 会議の庶務は、ブロック別副署長会議にあつては警務課次席が、ブロック別警察署課長会議にあつては、主管課次席がつかさどるものとする。
- (2) それぞれの会議には、会議録を備え、会議の都度、その要旨を記載するものとする。

第5 ブロック教養

ブロック別教養は、次により実施するものとする。

1 ブロック別講習（研修）会

- (1) 警察本部の部課長は、主管業務に関し、職員の知識、技能を高めるために必要があるときは、警察本部長の承認を得てブロック別講習（研修）会を開くことができる。
- (2) 前号の講習（研修）会に出席する者は、主催する部課長が必要と認めた者とする。
- (3) ブロック別講習（研修）会の庶務は、主催する課がつかさどる。

2 ブロック別訓練

- (1) 警務部長は、点検、教練のほか術科技能の向上を図るため、必要があるときは、ブロック別に術科訓練等を行うことができる。
- (2) 前号の訓練の庶務は、人材育成課がつかさどる。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から実施する。

附 則（平成24年3月21日務甲達第33号）

この要綱は、平成24年3月30日から実施する。ただし、第2の（1）及び（3）中の規定改正については、同年4月1日から実施する。